

個別論点の検討

1 外国人の投票資格

(1) 確認すべき内容

資格が付与される場合の在留年数要件の考え方

(2) 検討委員会での検討の状況

資料2「検討委員会報告書(案)19頁

(3) フォーラム等での意見

資料1「フォーラム等で出された市民意見」3頁

(4) 諸外国の事例

資料4「外国人についての投票資格に係る現状(資格条件としての在留国における在留期間の定めに関して)」参照

2 再発議の禁止期間

(1) 確認すべき内容

再発議の禁止期間を設けることとするか。

禁止期間をどの程度とするか。

(2) 検討委員会での検討の状況

別紙参照

(3) フォーラム等での意見

特になし

3 住民発議の三段階の仕組み(住民発案制度)

資料5参照

4 同日実施における投票運動

(1) 確認すべき内容

資料2「検討委員会報告書(案)」29頁参照

(2) フォーラム等での意見

同日実施における投票運動に関する意見は特になし

同日実施による、費用負担の軽減、投票率アップなどの効果についてなどの意見あり

15 再発議の制限期間

〈検討の方向性〉

- ・再発議の制限期間を設けることの要否については、両方の意見があるものと考えられます。

他の自治体の状況等

- ・常設型の制度を設けている他の自治体では、名張市を除き、すべて2年の制限期間を規定している。名張市では、1年の制限期間を設けているが、この他にも、旧静内町、旧三石町のように制限期間を3年としている事例もある。また、旧木曾福島町のように、制限規定を設けなかった事例もある。

検討委員会での主な意見

- ・再発議の制限期間を設けることの要否については、次のような意見がある。

制限期間を設けることが望ましいとする考え

- 住民投票の実施後に、直ちに同一事案で住民投票の発議がされ、それぞれ違う投票結果になった場合、どちらが住民の真の総意であるか混乱を生じることとなる。そのため、同一事案について再発議の禁止期間を定める必要があると考えられる。
- 住民投票の投票結果は、単なる多数意見が形成されたものではなく、多くの人、時間、費用を費やした上で住民の総意として示されたものであり、そのため、投票の結果に一定の効力期間を定める必要があると考えられる。

制限期間を設けないことが望ましいとする考え

- 地方自治法による直接請求については、特別の規定がないだけでなく、同時に同じ趣旨の請求が平行すること（もちろん、請求人は別）さえ禁止されていないことを踏まえると、制限期間を設けないことが望ましいと考えられる。
 - 住民投票条例に再発議の制限期間に関する規定を設けたとしても、事案の同一性を誰が判断するのかという問題があり、また、署名収集、投票運動というハードルがある以上、同じものを連続して請求することは事実上困難であると思われ、そのため再請求を禁止する必要性は低いと考えられる。
 - 議会や市長は、投票結果を尊重する義務を負うものの、それに拘束されるものではなく、結果を尊重した事項であっても、状況等の変化が生じた場合には、自らの判断で変更できるものであり、住民投票条例によってそれを制限することは困難と考えられる。
- ・再発議の制限期間を設けるとした場合、市長選挙や市議会議員選挙が通常4年ごとに実施されること、また、議員又は市長の解職請求は、就任の日から1年間行うことができないことなどを参考にして、その期間を決定することが望ましいと考えられる。